

対してはこれらを遵守した研究であることが採択の要件となることや違反者は厳しく取り扱うことをより明確に示していく必要がある。

- 定期的なプレスリリース作成やシンポジウム（特に「戦略型研究」と関連学会とのタイアップ）の積極的な実施を推進する等、社会全体への貢献について事業全体で工夫することが不可欠である。

5. 第3期科学技術基本計画と厚生労働科学研究

（1）ライフサイエンス分野のさらなる振興と推進

- ライフサイエンス分野の研究は、国民が現代社会で抱える「老後の生活設計」や「健康」への不安解消と直結し、その発展による恩恵を国民ひとりひとりが享受することに貢献する。すなわち、ライフサイエンス分野の研究は、国民の健康を確保するための根幹的政策として、政府の最重点分野に位置づけられるべきものである。
- そして、このような政府が重点的に取り組むべきライフサイエンスの効率的・効果的な振興推進について、保健医療福祉の政策を所管する厚生労働省は、政策成果との関連から政府内で中心的かつ先導的な役割を担っていく必要がある。すなわち、国民の健康を守るためのライフサイエンス分野に関する統合的な政府全体の推進戦略の策定においては、厚生労働省の積極的参画と貢献が不可欠である。

（2）ライフサイエンス分野における府省連携

- 第3期科学技術基本計画に向けて今後各府省が策定するライフサイエンス分野の推進戦略において、科学技術連携施策群を推進する総合科学技術会議と協力しながら不要な重複の排除・連携強化等、関係府省と必要かつ可能な「調整」を行い、基礎研究から応用研究まで、効率的・効率的でバランスのとれた総体的研究を推進するとともに将来の発展に資する課題を明らかにすることが不可欠であり、厚生労働省は其中で積極的な役割を担うべきである。その際、関係府省の政策を統合的に動員・活用し、基礎的研究の推進とその多様性の維持を図りながら政府全体としてライフサイエンス分野の研究を推進する上で、総合科学技術会議は関係府省の異なるスキームを積極的に同時に活用する等、さらなる調整機能を発揮すべきである。

(3) 総合科学技術会議の研究事業評価

- 政府全体の研究事業評価である総合科学技術会議による各省の研究事業評価は、それぞれの研究費補助制度の性質や当該研究成果がどの程度の政策的価値をもたらすか等に基づき、総合的に判断されるべきであり、学術的研究事業評価の単純・機械的な資源配分方針への反映は、政策研究としての政策上の意義を損なう恐れがある。このような観点から、総合科学技術会議による各省の研究事業評価については、仮に各研究事業の資源配分に直結するような活用を想定するのであれば、その評価のあり方や評価基準について、各省と十分な意志疎通や調整を行うよう、見直すべきである。

(4) 公的研究機関と厚生労働科学研究

- 厚生労働科学研究の中で、国立試験研究機関、国立高度専門医療センター等は、それぞれの特徴に基づいた明確な目的と使命に従い、疾患・障害等の国民の健康に関する課題や、医療・保健、福祉、年金等国民の生活に関する課題に率先して取り組んでいくことが求められている。
- その上で今後は大学や他の研究機関との連携を図りながら、大規模臨床研究の実施、疾患データベースの整備、健康危機管理等、政策目的を戦略的に推進するための研究拠点施設としてリーダーシップを発揮すべく、その機能の充実・強化が図られる必要がある。従って今後、厚生労働科学研究という制度と国立試験研究機関、国立高度専門医療センター等の施設運営を総体として効果的・効率的に運用するために、引き続きさらに検討することが必要である。

6. おわりに

- 本報告書においては、第3期科学技術基本計画の策定に向けて、中長期的な観点から今後の厚生労働科学研究の在り方について中間的なとりまとめを行った。
- 厚生労働科学研究の実施にあたって、国民の健康を保持し、生命・財産を守るという厚生労働省の任務に照らし実現すべき基本理念を提示し、その理念の下に国民に分かり易い政策目標を設定した上で、その政策目標の達成に

資する評価可能な実現目標をできる限り具体的かつ明示的に掲げてこれを推進し、厚生労働科学研究が広く国民に恩恵を与え、同時に支持の得られるものとなることを期待する。

- また、今後更なる成果が期待され、かつ国民の健康を確保するための根幹的政策を支えるものとして、ライフサイエンス分野の研究は、政府の最重点分野に位置づけられる必要があり、今後策定される第3期科学技術基本計画においてもその様に位置づけられることを期待する。その上で関係府省と連携しつつ厚生労働省が中心となって今後も積極的にその振興・推進が図られることを期待する。
- そして、厚生労働省においては、第3期科学技術基本計画の方向を踏まえ、研究システムの見直し、研究実施体制の強化、透明性・社会的貢献の重視を具体的に実現することが、よりよい厚生労働科学研究費補助金制度のために求められている。

厚生労働科学研究の具体的見直し案

報告書本文 4. (2) 研究システムの見直し で検討されたように厚生労働科学研究の効果的・効率的な制度運営を実現するため、以下に示すような具体的見直しを行う。

1. 研究の枠組みの見直し

現行の厚生労働科学運用においては、学術的評価によらず行政として取り組むことが求められている研究や、より重点化・効率化することが求められている研究をどの様に取り扱っていくかが課題となっている。更に、効率的・効果的な研究の実施を推進するため、確実に成果に結びつく研究計画の採択や若手研究者の育成を一層推進する研究枠の導入が求められている。

こうした多様な研究の形態・運営のニーズに対応するため、現行制度における単一の研究形態を改め、5つの研究類型（①一般公募型、②指定型、③戦略型、④プロジェクト提案型、⑤若手育成型）を創設する。

5つの研究類型の具体案

カテゴリー	概要
①一般公募型	従前の一般公募による競争的枠組み。 ・ 国民の健康、福祉、労働面の課題を解決する研究について公募。 ・ 原則として研究期間は3年。
②指定型	政策的必要性が高いものの競争的環境では取り組みの進まない研究課題の解決を図るための枠組み。 ・ 健康被害や安全性に関する調査等、学術的評価の如何によらず必要とされる研究。 ・ 緊急性のある課題に対しては即時対応するための枠組みとして「緊急指定型」を設定（従来の特別研究事業に相当）。
③戦略型	分野横断的な重要課題、長期継続的研究課題、研究基盤が弱く成果が見えない課題等に対して、重点的・効率的な対応を行うことにより研究を推進するための枠組み。

	・ 成果目標を設定した5年間程度の大規模研究を企画実施。 ・ 戦略的な資金配分を行い、確実な課題解決を誘導。 ・ 将来的には研究資源全体の1 / 3程度を戦略型に移行。
④プロジェクト提案型	公募した課題の研究計画を仮採択し、その後、研究者との対話を重ねつつ1年間かけて詳細な研究計画を審査・改善し、最終的な研究計画に対する評価結果に基づき、研究の本格実施を決定する枠組み。 ・ 一般公募型に比べ大規模な研究を採択。 ・ 計画を十分に吟味することで質の高い成果が期待できる。 ・ 評価結果に応じて、本研究の中止も含めた事業規模を決定。
⑤若手育成型	将来の厚生労働科学研究を担う研究者の育成を推進するための枠組み。 ・ 応募資格に制限（例えば、満36歳未満ないし学位取得後5年以内）を設け、若手研究者に限定。 ・ 研究評価結果のフィードバック等、教育的配慮を重点的に実施し、研究者のレベルアップに寄与。 ・ 優れた研究者の育成が特に必要とされている研究分野において重点的に設定。

2. 研究実施体制の見直し

(1) 研究費執行体制の改革（可能な限りの早期執行の体制確保）

① “ファーストトラック” の設定（一定要件を満たす課題への早期交付）

- ・ 質の高い研究計画書を早期に提出した研究者に対して、迅速な事務処理を確保し、早期交付を実現する。（“ファーストトラック”）
- ・ このための標準的な事務処理期間（タイムクロック）を設定するとともに、研究計画書等の申請書に関して記載漏れがない等、早期交付対象の要件を明示。
- ・ 研究者に対する早期交付のインセンティブ導入により、申請事務に関する研究者の協力を奨励するとともに、申請書類について記載不備等がある場合には受理せず返戻する等、研究者の責任により申請書類記載事項の改善を求める（研究者に対しては、書類審査や返戻等の取り扱いにつき、ホームページ等により周知を図り、適切な対応を促す）。

②対策本部の設置

- ・ 各部局で特定時期（毎年4～6月）に集中して発生する申請事務を効率的に処理するため、特定時期に限定した「（仮称）厚生労働科学研究費申請事務対策本部」を設置し事務処理対応を集約化。

③取扱規定・取扱細則の改正作業前倒し

- ・ 取扱規定、取扱細則の改正作業等、事務手続きの早期化に必要な作業を可能な限り前倒して実施。

（2）研究体制の強化

①多様な研究への参画スタイルの確保

- ・ エフォート管理を徹底するとともに、特定の研究者が無理なく研究に参画できるような制度的枠組み（例：顧問、研究アドバイザーなど管理的参画が認知できる仕組みの創設）を整備。

②若手研究者育成の充実

- ・ 年齢制限等により若手研究者のみに応募資格を限定した研究の枠組みを設定。
- ・ 人材育成の観点から各段階での評価結果を逐次フィードバックする等、教育的配慮を付加的に実施。
- ・ 研究者の育成や拡充が特に必要とされている研究分野において重点的に若手育成型カテゴリーを設定し、その分野の研究を活性化。

③研究基盤を支援する専門家育成の支援

- ・ 質の高い研究成果を得られるよう、疫学／統計学の専門家が研究協力者として参画することを奨励するとともに、研究費の運営上、そのような場合の研究費の上乗せを行うことを検討する。
- ・ 推進事業を活用することにより、疫学／統計学の専門家等の研究基盤を支える専門家を育成支援する仕組みが導入できないか検討する。